相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南久が原二丁目一二番地、最後の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城三四八五番地二　被相続人　亡　田中　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

長野県松本市丸の内八番三号　丸の内ビル

相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市竹野町坊岡一三五番地、最後の住所埼玉県戸田市美女木一丁目三〇番地の八美女木ハイツ六〇八号室

被相続人　亡　清水　清市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号

相続財産管理人　弁護士　生駒　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡智頭町大字大呂三二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西尾　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

鳥取県鳥取市片原一丁目一一五番地カイナンマンション二〇〇号

相続財産管理人　弁護士　山崎　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡美郷町粕渕六八三番地、最後の住所島根県邑智郡邑南町中野六八七番地一

被相続人　亡　湯川　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

島根県邑智郡邑南町中野五〇四番地

相続財産管理人　植田　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市木目三〇〇番地、最後の住所岡山市北区富町二丁目一五番二一号

被相続人　亡　熊田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

事務所岡山市北区天神町四番七号

相続財産管理人　梶原　行正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡琴平町七八三番地一、最後の住所香川県仲多度郡琴平町七八三番地一

被相続人　亡　丸井　鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

事務所香川県丸亀市城西町二丁目二番四〇号　橋井ビル四階　矢野哲男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢野　哲男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字糸満一九三五番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　福里　晶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

沖縄県那覇市楚辺二丁目一二番二号エンゼルハイム城岳二〇一

相続財産管理人　大城　公

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二日

栃木県宇都宮市泉町四―三〇

相続財産管理人　塚原　徳太郎

一、墳墓等の名称　延命院境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　塚原家　祐次郎、塚原信吉、マス、塚原徳太郎、不詳七名、鈴木家　不詳三名、渡邊家　モト、渡邊菊治郎、渡邊文次郎、渡邊ヤイ、渡邊嘉助、不詳一名、菊地家　菊地次郎左衛門庸吉、不詳八名、保田家　保田忠吉、保田徳司、保田三郎、不詳一名、助川家　助川長作、助川長兵衛、助川ノイ、赤羽家　福武きし、福武善四郎、赤羽根政子、赤羽キク、赤羽傳太、赤羽根道夫、赤羽根正次、赤羽根一傳、赤羽根福次、赤羽根ヨシ、黒崎家　黒崎新平、黒崎モト、黒崎紋吉、黒崎コウ、不詳四名、大島家　大島ヒロ、大島トシ、大島良策、大島俊三、大島ゲン、大島俊太郎、大島ヨシ、大島マス子、不詳一名、石井家　伊豆内熊蔵、伊豆内サト、石井伊平、石井クマ、石井栄吉、石井武、鈴木家　不詳六名、手塚家　手塚庄蔵、手塚コト、野中家　野中ハマ、不詳九名、家名不詳　渡邉璞太郎、藤原正直、田村家　田村友三、田村ハツ子、田村トキ、清水家　篠原政吉、若井家　荻原キセ、櫻井喜太郎、加納ヨシ、若井好子、ハル、リン、若井フサ子、若井定吉、若井ヒデ、光子、若井喜四、若井良倍、若井隆、永井家　不詳二名、渡辺家　渡辺ツル、不詳一名、湯田家　湯田孫次郎、叶屋　叶屋多七、不詳五名、砂川家　砂川元吉、田村家　不詳一名、篠崎家　篠崎與四郎、篠崎キチ、青羽家　不詳四名、大林家　不詳四名、村井家　村井義雄、村井トヨ、村井澄子、村井節子、不詳二名、渡辺家　渡辺トキ、鈴木家　不詳、佐野家　佐野とよ、佐野與十郎、福田家　福田岩吉、福田ツネ子、福田シチ、福田幸吉、阿部家　不詳、清水家　安並従業員霊位、鈴木家　紙屋文五郎、不詳四名、村上家　村上サダ子、村上好孝、村上カネ、村上隆義、村上タマ、古谷家　不詳、江原・稲見家　小林イシ、江原芳蔵、不詳六名、藤野家　不詳、家名不詳　代吉、不詳二名、齋藤家　齋藤兼吉、不詳一名、北條家　北條カツ、北條富藏、北條カン、齋藤家　齋藤安一郎、齋藤家　齋藤熊五郎、齋藤のぶ、齋藤岩次郎、齋藤ツル、齋藤實、齋藤三男、不詳一名、全て不詳五基

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市泉町四―三〇　真言宗智山派延命院　代表役員　小針　直哉

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

千葉県千葉市中央区栄町三六番一〇号　Y S千葉中央ビル二階

千葉県機械金属厚生年金基金

代表清算人　小林　秀幸

第65期決算公告

平成28年5月28日　盛岡市菜園一丁目10番1号

株式会社川徳

代表取締役社長　川村　宗生

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,748	流動負債	9,880
固定資産	7,375	固定負債	2,003
有形固定資産	2,819	株主資本	2,242
無形固定資産	77	資本金	100
投資その他の資産	4,478	資本剰余金	34
		資本準備金	32
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	2,115
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,090
		（うち当期純利益）	(9)
		自己株式	△7
		評価・換算差額等	△3
資産合計	14,124	負債・純資産合計	14,124